

お知らせ

2026年4月13日  
九州電力株式会社**玄海原子力発電所1，2号機の原子炉周辺設備の解体撤去を開始します**

当社は、玄海原子力発電所1，2号機について、原子力規制委員会に認可いただいた廃止措置計画に基づき、廃止措置を4段階<sup>\*</sup>に分けて実施しており、第2段階では原子炉の周辺建屋に設置している放射能が低い設備及び汚染のない2次系設備（タービンへ蒸気を供給する系統）を解体撤去することとしています。

放射能が低い設備を解体撤去する準備が整ったことから、明日、作業を開始します。

解体撤去作業にあたっては、放射線管理に万全を期すとともに、作業の安全確保及び地域の皆さまの安全・安心を最優先とし廃止措置を着実に進めてまいります。

当社は、今後とも、地域の皆さまに安心して信頼していただけるよう、積極的な情報公開と分かりやすい説明に努めてまいります。

## ※ [廃止措置工程の区分]

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ・第1段階(解体工事準備期間)       | 2017年度～2025年度(約9年間)【1号機】<br>2020年度～2025年度(約6年間)【2号機】 |
| ・第2段階(原子炉周辺設備等解体撤去期間) | 2026年度～2040年度(約15年間)【1，2号機】                          |
| ・第3段階(原子炉等解体撤去期間)     | 2041年度～2047年度(約7年間)【1，2号機】                           |
| ・第4段階(建屋等解体撤去期間)      | 2048年度～2054年度(約7年間)【1，2号機】                           |

以上